

第 65 号議案

神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例等の一部を改正する条例の件
神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例等の一部を改正する条例を次のよ
うに制定する。

令和 6 年 9 月 13 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例等の一部を改正する条例
(建築物の安全性の確保等に関する条例の一部改正)

第 1 条 神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例 (平成20年 4 月条例第 1 号)
の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分 (以下第 1 号及
び第 2 号において「改正部分」という。) 及び改正後の欄に掲げる規定の下線
又は太線の表示部分 (以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。)
については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改
正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(特殊建築物の渡り廊下)</p> <p>第21条 [略]</p> <p><u>2 建築物が火熱遮断壁等 (令第109</u> <u>条の8に規定する火熱遮断壁等をい</u> <u>う。以下同じ。)</u> で区画されている <u>場合における当該火熱遮断壁等によ</u> <u>り分離された部分が2以上ある建築</u> <u>物の当該建築物の部分は、前項の規</u> <u>定の適用については、それぞれ別の</u></p>	<p>(特殊建築物の渡り廊下)</p> <p>第21条 [略]</p>

建築物とみなす。

(耐火構造等でない建築物の上階における共同住宅又は寄宿舍の制限)

第31条 [略]

2 建築物が火熱遮断壁等で区画されている場合における当該火熱遮断壁等により分離された部分が2以上ある建築物の当該建築物の部分は、前項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

(耐火建築物等とする老人福祉施設等)

第34条 [略]

2 建築物が火熱遮断壁等で区画されている場合における当該火熱遮断壁等により分離された部分が2以上ある建築物の当該建築物の部分は、前項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

(木造の長屋の階数制限)

第44条 [略]

2 建築物が火熱遮断壁等で区画されている場合における当該火熱遮断壁等により分離された部分が2以上ある建築物の当該建築物の部分は、前項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

(耐火構造等でない建築物の上階における共同住宅又は寄宿舍の制限)

第31条 [略]

(耐火建築物等とする老人福祉施設等)

第34条 [略]

(木造の長屋の階数制限)

第44条 [略]

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第49条の5 法第3条第2項の規定により次の各号に掲げる規定の適用を受けない建築物について、それぞれ当該各号で定める範囲内において増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替（以下この条において「増築等」という。）をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に掲げる規定は、適用しない。

(1) 第21条 増築及び改築については、次に掲げるもののいずれかに該当する増築又は改築に係る部分

ア 次の(ア)及び(イ)に該当するものであること。

(ア) 増築又は改築に係る部分

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第49条の5 法第3条第2項の規定により第21条の規定の適用を受けない建築物について次に掲げる範囲内において増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替（以下この条において「増築等」という。）をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第21条の規定は、適用しない。

(1) 増築及び改築については、工事の着手が基準時（法第3条第2項の規定により第21条の規定の適用を受けない建築物について、法第3条第2項の規定により引き続き第21条の規定（当該規定が改正された場合においては改正前の規定を含む。）の適用を受けない期間の始期をいう。）以後である増築及び改築に係る部分の床面積の合計が50平方メートルを超えないこと。

が火熱遮断壁等で区画される
ものであること。

(イ) 増築又は改築に係る部分
が、第21条の規定に適合する
ものであること。

イ 工事の着手が基準時（法第3
条第2項の規定により引き続き
第21条の規定（当該規定が改正
された場合においては改正前の
規定を含む。）の適用を受けな
い期間の始期をいう。）以後で
ある増築又は改築に係る部分の
対象床面積（令第137条の2の
2第1項第2号に規定する対象
床面積をいう。以下この項にお
いて同じ。）の合計が50平方メ
ートルを超えないものであるこ
と。

(2) 第31条、第34条、第42条又は第
44条 増築及び改築については、
次に掲げるもののいずれか（当該
建築物の主たる用途に供する部分
に係る増築にあつてはアに限
る。）に該当する増築又は改築に
係る部分

ア 次の(ア)及び(イ)に該当する
ものであること。

(ア) 増築又は改築に係る部分

(2) 大規模の修繕又は大規模の模様
替については、これらの修繕又は
模様替のすべて

が火熱遮断壁等で区画される
ものであること。

(イ) 増築又は改築に係る部分
が、第31条、第34条、第42条
又は第44条の規定に適合する
ものであること。

イ 工事の着手が基準時（法第3
条第2項の規定により引き続き
第31条、第34条、第42条又は第
44条の規定（当該規定が改正さ
れた場合においては改正前の規
定を含む。）の適用を受けない
期間の始期をいう。）以後であ
る増築又は改築に係る部分の対
象床面積の合計が50平方メー
トルを超えないものであること。

(3) 第25条、第26条、第28条、第36
条、第38条、第43条、第45条の
3、第45条の5又は第45条の6
増築及び改築については、次に掲
げるもののいずれか（居室の部分
に係る増築にあつてはアに限
る。）に該当する増築又は改築に
係る部分

ア 次の(ア)及び(イ)に該当する
ものであること。

(ア) 増築又は改築に係る部分
及びその他の部分が、増築又

は改築後において、それぞれ
令第117条第2項各号のい
れかに掲げる建築物の部分
となるものであること。

(イ) 増築又は改築に係る部分
が、第25条、第26条、第28
条、第36条、第38条、第43
条、第45条の3、第45条の5
又は第45条の6の規定に適合
するものであること。

イ 増築又は改築に係る部分の対
象床面積の合計が基準時（法第
3条第2項の規定により引き続
き第25条、第26条、第28条、第
36条、第38条、第43条、第45条
の3、第45条の5又は第45条の
6の規定（当該規定が改正され
た場合においては改正前の規定
を含む。）の適用を受けない期
間の始期をいう。）における延
べ面積の20分の1（50平方メー
トルを超える場合にあっては、
50平方メートル。以下この項に
おいて同じ。）を超えず、か
つ、当該増築又は改築が当該増
築又は改築に係る部分以外の部
分における避難の安全上支障と
ならないものであること。

(4) 第23条、第32条第1項、第43条の2又は第45条第1項 増築（居室の部分に係るものを除く。以下この号において同じ。）及び改築については、増築又は改築に係る部分の対象床面積の合計が基準時（法第3条第2項の規定により引き続き第23条、第32条第1項、第43条の2又は第45条第1項の規定（当該規定が改正された場合においては改正前の規定を含む。）の適用を受けない期間の始期をいう。）における延べ面積の20分の1を超えず、かつ、当該増築又は改築が当該増築又は改築に係る部分以外の部分における避難及び消火の安全上支障とならないものである増築又は改築に係る部分

(5) 第21条、第31条、第34条、第42条又は第44条 大規模の修繕又は大規模の模様替については、当該建築物における全ての大規模の修繕又は大規模の模様替

(6) 第23条第1項、第25条、第26条、第28条、第32条第1項、第36条、第38条、第41条第1項、第43条、第43条の2、第45条第1項、第45条の3、第45条の5又は第45

条の6 大規模の修繕又は大規模の模様替については、当該建築物における屋根又は外壁に係る大規模の修繕又は大規模の模様替であって、当該建築物の避難の安全上支障とならないもの

(7) 第22条 大規模の修繕又は大規模の模様替については、当該建築物における当該建築物の用途の変更（当該変更後に当該建築物の利用者の増加が見込まれないものを除く。）を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替であって、市長が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの

2 法第3条第2項の規定により次の各号に掲げる規定の適用を受けない建築物であって、これらの規定に規定する基準の適用上一の建築物であっても別の建築物とみなすことができる部分として、それぞれ当該各号で定める部分（以下この項において「独立部分」という。）が2以上あるものについて増築等をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、当該増築等をする独立部分以外の独立部分に対しては、それぞれ当該各号に

2 法第3条第2項の規定により第31条、第34条、第42条又は第44条の規定の適用を受けない建築物について次に掲げる範囲内において増築等をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。

掲げる規定は、適用しない。

(1) 第21条、第31条、第34条、第42条又は第44条 令第109条の8に規定する建築物の部分

(2) 第25条、第26条、第28条、第32条第1項、第36条、第38条、第43条、第45条第1項、第45条の3、第45条の5又は第45条の6 令第117条第2項各号に掲げる建築物の部分

(1) 増築及び改築については、工事の着手が基準時（法第3条第2項の規定により第31条、第34条、第42条又は第44条の規定の適用を受けない建築物について、法第3条第2項の規定により引き続きそれらの規定（それらの規定が改正された場合においては改正前の規定を含む。）の適用を受けない期間の始期をいう。）以後である増築（当該建築物の主たる用途に供する部分以外の部分に係るものに限る。）及び改築に係る部分の床面積の合計が50平方メートルを超えないこと。

(2) 大規模の修繕又は大規模の模様替については、これらの修繕又は模様替のすべて

3 法第3条第2項の規定により第24条から第26条まで、第28条、第30条第1項第2号、第32条第1項、第33条第2項、第36条から第38条まで、第39条第2項、第43条、第45条第1項又は第45条の2から第45条の6ま

での規定の適用を受けない建築物であって、令第117条第2項各号に掲げる建築物の部分（以下この項において「独立部分」という。）が2以上あるものについて増築等をするときには、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、当該増築等をする独立部分以外の独立部分に対しては、これらの規定は、適用しない。

3 法第3条第2項の規定により第24条、第27条（第30条第2項及び第40条において準用する場合を含む。）、第30条第1項、第33条第1項若しくは第2項、第35条、第37条、第39条、第45条の2、第45条の4、第45条の7、第47条又は第48条の規定の適用を受けない建築物について増築等をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、当該増築等をする部分以外の部分に対しては、これらの規定は、適用しない。

（用途の変更に対するこの条例の準用）

第49条の6 [略]

2 前条第2項（第21条に係る部分を除く。）の規定は、法第3条第2項

4 法第3条第2項の規定により第27条（第30条第2項及び第40条において準用する場合を含む。）、第30条第1項第1号、第33条第1項、第39条第1項、第45条の7、第47条又は第48条の規定の適用を受けない建築物について増築等をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、当該増築等をする部分以外の部分に対しては、これらの規定は、適用しない。

（用途の変更に対するこの条例の準用）

第49条の6 [略]

2 前条第3項の規定は、法第3条第2項の規定により第24条から第26条

の規定により第25条、第26条、第28条、第31条、第32条第1項、第34条、第36条、第38条、第42条、第43条、第44条、第45条第1項、第45条の3、第45条の5又は第45条の6の規定の適用を受けない建築物の用途を変更する場合について準用する。この場合において、前条第2項中「増築等」とあるのは「用途の変更」と、「法第3条第3項第3号及び第4号」とあるのは「法第87条第3項」と読み替えるものとする。

3 前条第3項の規定は、法第3条第2項の規定により第24条、第30条第1項第2号、第33条第2項、第35条、第37条、第39条第2項、第45条の2又は第45条の4の規定の適用を受けない建築物の用途を変更する場合について準用する。この場合において、前条第3項中「増築等」とあるのは「用途の変更」と、「法第3条第3項第3号及び第4号」とあるのは「法第87条第3項」と読み替えるものとする。

まで、第28条、第30条第1項第2号、第32条第1項、第33条第2項、第36条から第38条まで、第39条第2項、第43条、第45条第1項又は第45条の2から第45条の6までの規定の適用を受けない建築物の用途を変更する場合について準用する。この場合において、前条第3項中「増築等」とあるのは「用途の変更」と、「法第3条第3項第3号及び第4号」とあるのは「法第87条第3項」と読み替えるものとする。

第2条 神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線

又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

第2条による改正後	第2条による改正前
<p>(防災計画の作成及びその内容の届出等)</p> <p>第10条 建築主は、次の各号のいずれかに該当する建築物を建築しようとする場合（増築しようとする場合においては、建築物が増築後において次の各号のいずれかに該当するものとなる場合を含む。）又は建築物の用途を変更して第1号に掲げる建築物とする場合においては、法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請又は法第18条第2項若しくは第4項の規定による計画の通知を行う前に、建築又は用途の変更を行った後の建築物についての防災計画を作成し、及び規則で定めるところにより、その内容を市長に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>(建築主、設置者等の変更等)</p>	<p>(防災計画の作成及びその内容の届出等)</p> <p>第10条 建築主は、次の各号のいずれかに該当する建築物を建築しようとする場合（増築しようとする場合においては、建築物が増築後において次の各号のいずれかに該当するものとなる場合を含む。）又は建築物の用途を変更して第1号に掲げる建築物とする場合においては、法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請又は法第18条第2項の規定による計画の通知を行う前に、建築又は用途の変更を行った後の建築物についての防災計画を作成し、及び規則で定めるところにより、その内容を市長に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>(建築主、設置者等の変更等)</p>

第11条 建築主（建築設備の設置者及び工作物の築造主を含む。以下この章において同じ。）は、法第6条第1項（法第87条第1項、第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）、第6条の2第1項（法第87条第1項、第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）又は第18条第3項若しくは第4項（法第87条第1項、第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により確認済証の交付を受けた後に、当該確認済証に係る建築物、建築設備又は工作物（以下「建築物等」という。）の工事について、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、規則で定めるところにより、速やかに市長に届け出なければならない。

(1)、(2) [略]

2～4 [略]

（工事の取りやめ）

第12条 建築主は、法第6条第1項、第6条の2第1項又は第18条第3項若しくは第4項の規定により確認済

第11条 建築主（建築設備の設置者及び工作物の築造主を含む。以下この章において同じ。）は、法第6条第1項（法第87条第1項、第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）、第6条の2第1項（法第87条第1項、第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）又は第18条第3項（法第87条第1項、第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により確認済証の交付を受けた後に、当該確認済証に係る建築物、建築設備又は工作物（以下「建築物等」という。）の工事について、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、規則で定めるところにより、速やかに市長に届け出なければならない。

(1)、(2) [略]

2～4 [略]

（工事の取りやめ）

第12条 建築主は、法第6条第1項、第6条の2第1項又は第18条第3項の規定により確認済証の交付を受け

証の交付を受けた後に、当該確認済証に係る建築物等の工事を取りやめたときは、規則で定めるところにより、速やかに、市長に届け出なければならない。

2、3 [略]

(確認審査基準)

第13条 [略]

2 市長は、法第6条の2第1項又は第18条第4項の規定による確認済証の交付を受けた建築物の計画が確認審査基準に適合していないと認めるときは、当該建築物の建築主及び当該確認済証を交付した指定確認検査機関に対し、その旨を通知することができる。

3 [略]

(立会調査等)

第14条 市長は、指定確認検査機関が法第7条の2第1項（法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）、第7条の4第1項（法第87条の4又は第88条第1項において準用する場合を含む。）又は第18条第23項（法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）若しくは第32項（法第87条の

た後に、当該確認済証に係る建築物等の工事を取りやめたときは、規則で定めるところにより、速やかに、市長に届け出なければならない。

2、3 [略]

(確認審査基準)

第13条 [略]

2 市長は、法第6条の2第1項の規定による確認済証の交付を受けた建築物の計画が確認審査基準に適合していないと認めるときは、当該建築物の建築主及び当該確認済証を交付した指定確認検査機関に対し、その旨を通知することができる。

3 [略]

(立会調査等)

第14条 市長は、指定確認検査機関が法第7条の2第1項（法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）又は第7条の4第1項（法第87条の4又は第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による検査（以下この条及び次条において単に「検査」という。）の業務を行おうとする場合において、業務の適正な実施

4 又は第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による検査
(以下この条及び次条において単に「検査」という。)の業務を行おうとする場合において、業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該検査の業務の状況を調査することができる。

2～4 [略]

(公表)

第16条 市長は、法第6条の2第6項若しくは第18条第19項の規定による通知をし、又は指定確認検査機関による確認検査の業務における著しく不適當な行為について法第77条の32第2項の規定による指示をしたときは、当該指定確認検査機関の名称その他規則で定める事項をインターネットの利用その他の方法により規則で定める期間公表するものとする。

(届出)

第49条の10 駐車施設等を新築しようとする建築主又は新たに設けようとする土地所有者若しくは占有者は、次の各号に掲げる日の30日前までに、規則で定めるところにより、位置、規模、構造等を市長に届け出なければならない。

を確保するため必要があると認めるときは、当該検査の業務の状況を調査することができる。

2～4 [略]

(公表)

第16条 市長は、法第6条の2第6項の規定による通知をし、又は指定確認検査機関による確認検査の業務における著しく不適當な行為について法第77条の32第2項の規定による指示をしたときは、当該指定確認検査機関の名称その他規則で定める事項をインターネットの利用その他の方法により規則で定める期間公表するものとする。

(届出)

第49条の10 駐車施設等を新築しようとする建築主又は新たに設けようとする土地所有者若しくは占有者は、次の各号に掲げる日の30日前までに、規則で定めるところにより、位置、規模、構造等を市長に届け出なければならない。

(1)、(2) [略]	(1)、(2) [略]
(3) 法第18条第2項又は第4項 (法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき通知をしようとする場合においては、当該通知の日	(3) 法第18条第2項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき通知をしようとする場合においては、当該通知の日
(4) [略]	(4) [略]
2 [略]	2 [略]

(北野町山本通伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例の一部改正)

第3条 神戸市北野町山本通伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例(平成29年12月条例第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(道路内の建築制限の緩和) 第3条 伝統的建造物等の存する敷地 (以下「対象敷地」という。)内で 伝統的建造物等の建築等(増築、 <u>大規模の修繕及び大規模の模様替</u> (令 第137条の12第7項に規定する大規模 <u>の修繕及び大規模の模様替に限</u>	(道路内の建築制限の緩和) 第3条 伝統的建造物等の存する敷地 (以下「対象敷地」という。)内で 伝統的建造物等の建築等(増築を除 く。)をする場合において、伝統的 建造物等並びに伝統的建造物等以外 の門、塀及び擁壁の位置が、この条

る。)を除く。次項において同じ。)をする場合において、伝統的建造物等並びに伝統的建造物等以外の門、塀及び擁壁の位置が、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)における位置から前面道路の側に超えず、かつ、当該伝統的建造物等(門、塀及び擁壁を除く。)が次の各号のいずれかに該当するものであるときは、対象敷地内の伝統的建造物等(伝統的建造物等の門に続く石段を含む。以下この条及び第9条において同じ。)並びに対象敷地内の伝統的建造物等以外の門、塀及び擁壁に限り、法第44条第1項本文の規定を適用しない。ただし、法第42条第2項の規定により道路とみなされる範囲内(前面道路が2以上ある場合においては、道路ごとの範囲内)に伝統的建造物等がない場合の当該範囲内については、この限りでない。

(1)～(3) [略]

2 対象敷地内で伝統的建造物等以外の建築物及び擁壁のみの建築等をする場合において、伝統的建造物等並びに伝統的建造物等以外の門、塀及び擁壁の位置が、施行日における位

例の施行の日(以下「施行日」という。)における位置から前面道路の側に超えず、かつ、当該伝統的建造物等(門、塀及び擁壁を除く。)が次の各号のいずれかに該当するものであるときは、対象敷地内の伝統的建造物等(伝統的建造物等の門に続く石段を含む。以下この条及び第9条において同じ。)並びに対象敷地内の伝統的建造物等以外の門、塀及び擁壁に限り、法第44条第1項本文の規定を適用しない。ただし、法第42条第2項の規定により道路とみなされる範囲内(前面道路が2以上ある場合においては、道路ごとの範囲内)に伝統的建造物等がない場合の当該範囲内については、この限りでない。

(1)～(3) [略]

2 対象敷地内で伝統的建造物等以外の建築物及び擁壁のみの建築等(増築を除く。)をする場合において、伝統的建造物等並びに伝統的建造物等以外の門、塀及び擁壁の位置が、

置から前面道路の側に超えず、市長が安全上及び防火上支障がないと認めるときは、伝統的建造物等並びに伝統的建造物等以外の門、塀及び擁壁に限り、法第44条第1項本文の規定を適用しない。ただし、法第42条第2項の規定により道路とみなされる範囲内（前面道路が2以上ある場合においては、道路ごとの範囲内）に伝統的建造物等がない場合の当該範囲内については、この限りでない。

3、4 [略]

（準防火地域内の建築物の制限の緩和）

第6条 対象敷地内で伝統的建造物等を建築等（増築、改築（令第137条の11に規定する改築に限る。））、大規模の修繕及び大規模の模様替（令第137条の12第9項に規定する大規模の修繕及び大規模の模様替に限る。）を除く。次項において同じ。）をする場合において、当該伝統的建造物等が次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものに該当するものであるときは、対象敷地内の伝統的建造物等に限り、法第61条第1項本文

施行日における位置から前面道路の側に超えず、市長が安全上及び防火上支障がないと認めるときは、伝統的建造物等並びに伝統的建造物等以外の門、塀及び擁壁に限り、法第44条第1項本文の規定を適用しない。ただし、法第42条第2項の規定により道路とみなされる範囲内（前面道路が2以上ある場合においては、道路ごとの範囲内）に伝統的建造物等がない場合の当該範囲内については、この限りでない。

3、4 [略]

（準防火地域内の建築物の制限の緩和）

第6条 対象敷地内で伝統的建造物等を建築等（増築、改築（令第137条の11に規定する改築に限る。））、大規模の修繕及び大規模の模様替（令第137条の12第9項に規定する大規模の修繕及び大規模の模様替に限る。）を除く。次項において同じ。）をする場合において、当該伝統的建造物等が次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものに該当するものであるときは、対象敷地内の伝統的建造物等に限り、法第61条第1項本文

<p>(準防火地域内にある建築物に係る部分に限る。以下この条、第7条及び第9条において同じ。)の規定を適用しない。</p> <p>(1) 地階を除く階数が2以下で、延べ面積が500平方メートルを超え1,500平方メートル以下の伝統的建造物等 次のいずれにも該当するもの</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 外壁の開口部 <u>(延焼のおそれのある部分に限る。次号において同じ。)</u> に関して次に掲げるいずれかの措置を講じ、市長が安全上及び防火上支障がないと認めたもの</p> <p>(ア)、(イ) [略]</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>2～4 [略]</p>	<p>(準防火地域内にある建築物に係る部分に限る。以下この条、第7条及び第9条において同じ。)の規定を適用しない。</p> <p>(1) 地階を除く階数が2以下で、延べ面積が500平方メートルを超え1,500平方メートル以下の伝統的建造物等 次のいずれにも該当するもの</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 外壁の開口部に関して次に掲げるいずれかの措置を講じ、市長が安全上及び防火上支障がないと認めたもの</p> <p>(ア)、(イ) [略]</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>2～4 [略]</p>
---	--

(手数料条例の一部改正)

第4条 神戸市手数料条例(平成12年3月条例第77号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表第9（第5条関係）			別表第9（第5条関係）		
種別	区分	手数料（1件につき）	種別	区分	手数料（1件につき）
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
2 1の項の審査のうち、法第6条の3第1項ただし書又は法第18条第5項ただし書の規定に基づき、構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者として規則第3条の13第1項各号で定める要件を備える者である建築主事が令第9条の3に定める特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを審査する場合に1の項の手数料に加算する額	[略]	[略]	2 1の項の審査のうち、法第6条の3第1項ただし書又は法第18条第4項ただし書の規定に基づき、構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者として規則第3条の13第1項各号で定める要件を備える者である建築主事が令第9条の3に定める特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを審査する場合に1の項の手数料に加算する額	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
5 法第7条第4項又は法第18条第21項の規定に基づく完了検査（9の項に規定する検査を除く。）	[略]	[略]	5 法第7条第4項又は法第18条第17項の規定に基づく完了検査（9の項に規定する検査を除く。）	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

7 法第87条の4において準用する法第7条第4項又は法第18条第21項の規定に基づく完了検査	[略]	[略]	7 法第87条の4において準用する法第7条第4項又は法第18条第17項の規定に基づく完了検査	[略]	[略]
8 法第88条第1項又は第2項において準用する法第7条第4項又は法第18条第21項の規定に基づく完了検査		[略]	8 法第88条第1項又は第2項において準用する法第7条第5項又は法第18条第17項の規定に基づく完了検査		[略]
9 法第7条第4項又は法第18条第21項の規定に基づく完了検査のうち法第7条の3第1項に規定する特定工程に係る建築物に関するもの	[略]	[略]	9 法第7条第4項又は法第18条第17項の規定に基づく完了検査のうち法第7条の3第1項に規定する特定工程に係る建築物に関するもの	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
11 法第7条の3第4項又は法第18条第29項に規定する検査	[略]	[略]	11 法第7条の3第4項又は法第18条第20項に規定する検査	[略]	[略]
12 法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は法第18条第38項第1号若しくは第2号（これらの規定を法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用の認定の申請に対する審査		[略]	12 法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は法第18条第24項第1号若しくは第2号（これらの規定を法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用の認定の申請に対する審査		[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
備考 [略]			備考 [略]		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条及び第 4 条の規定は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 6 年法律第 53 号）第 7 条の規定の施行の日から施行する。

理 由

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）の改正等に伴い、条例を改正する必要があるため。